

令和 6 年度

居住支援協議会伴走支援プロジェクト（活性化部門）

令和 7 年 3 月 2 1 日

秋田県横手市

目 次

1. 居住支援協議会伴走支援プロジェクト（活性化部門）への
応募動機について
2. 今年度の取組みについて
3. 取組みの成果と今後の活動について

1. 居住支援協議会伴走支援プロジェクト (活性化部門) への応募動機について



横手市の現状

令和6年4月末現在

- 人口：81,617人
- 世帯数：33,876世帯
- 高齢者数：33,334人
- 高齢化率：40.84%
- 平成17年10月に1市5町2村が合併
- R5.9 要介護認定者数：6,957人（要支援認定率3.2%）
- 介護保険料：6,725円（第9期基準月額）
- 公営住宅：1,029戸
- 持ち家率：83.4%（高齢者93.5%）
- 空き家軒数：1,551戸
- 空き家バンク登録件数：延71件（うち成約53件）



横手市居住支援協議会設立までの経緯

家主・大家への相談会の開催、各種ニーズ調査を予定

令和元年度の活動内容

- ・ エントリーシートによる住まいのマッチング
- ・ 研修会 ・ 居住支援団体情報交換会
- ・ 市ホームページ掲載、チラシ作成

・ 平成31年3月

横手市居住支援協議会総会で協議会を設立総会
第1回協議会

・ 平成31年2月

横手市居住支援協議会設立準備会

2019

2020

2018

・ 横手市居住支援協議会設立に関わる意見交換会

(福祉法人、高齢ふれあい課、建築住宅課)
(不動産業者、建築住宅課)

・ 横手市居住支援協議会準備会庁内検討会

(経営企画課、財政課、生活環境課、社会福祉課、子育て支援課
地域包括支援センター、建設課、都市計画課、建築住宅課)

・ 横手市居住支援協議会準備会研修会

(不動産業者、福祉法人、市関係各課)

平成30年3月

・ 横手市住生活基本計画

(建築住宅課所管)

- ・ 第7期横手市介護保険事業計画高齢者福祉計画
(高齢ふれあい課所管)

2015

平成27～29年度

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」 (高齢ふれあい課所管)

1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、

②日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。

2. 実施主体

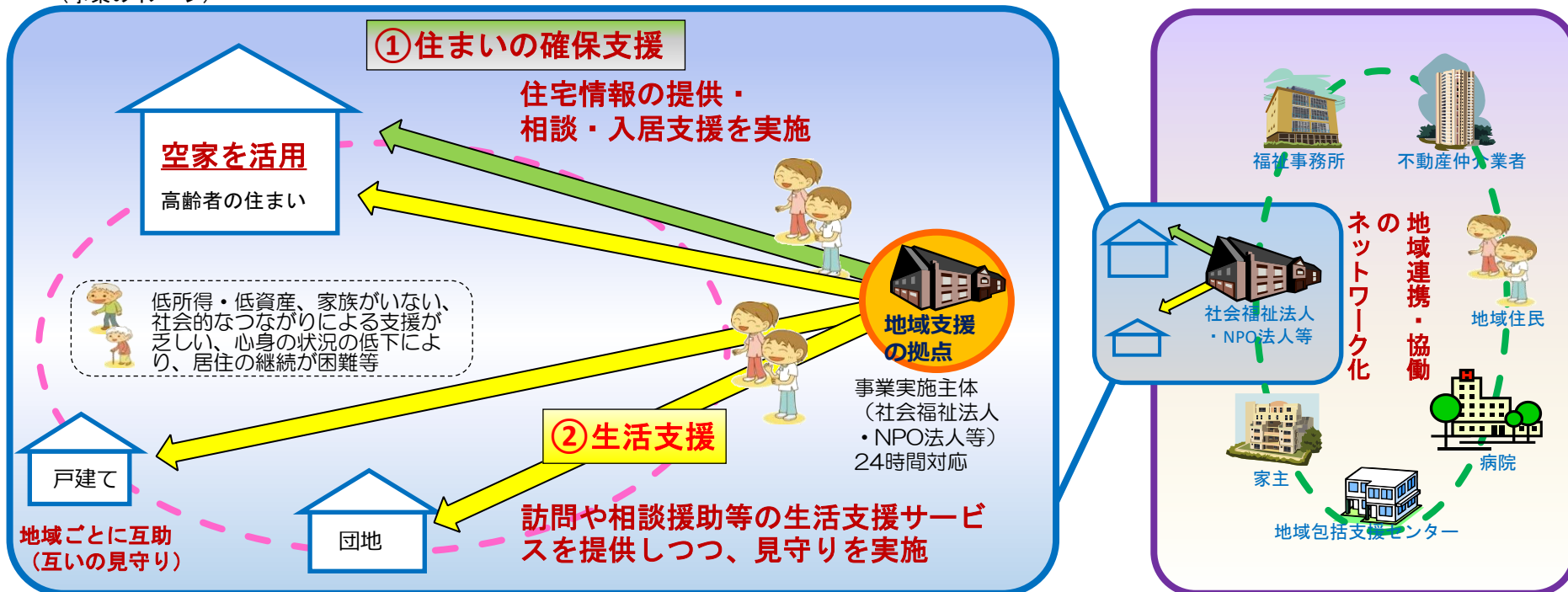
市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

3. 補助単価等

1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

※横手市 平成27～29年度実施

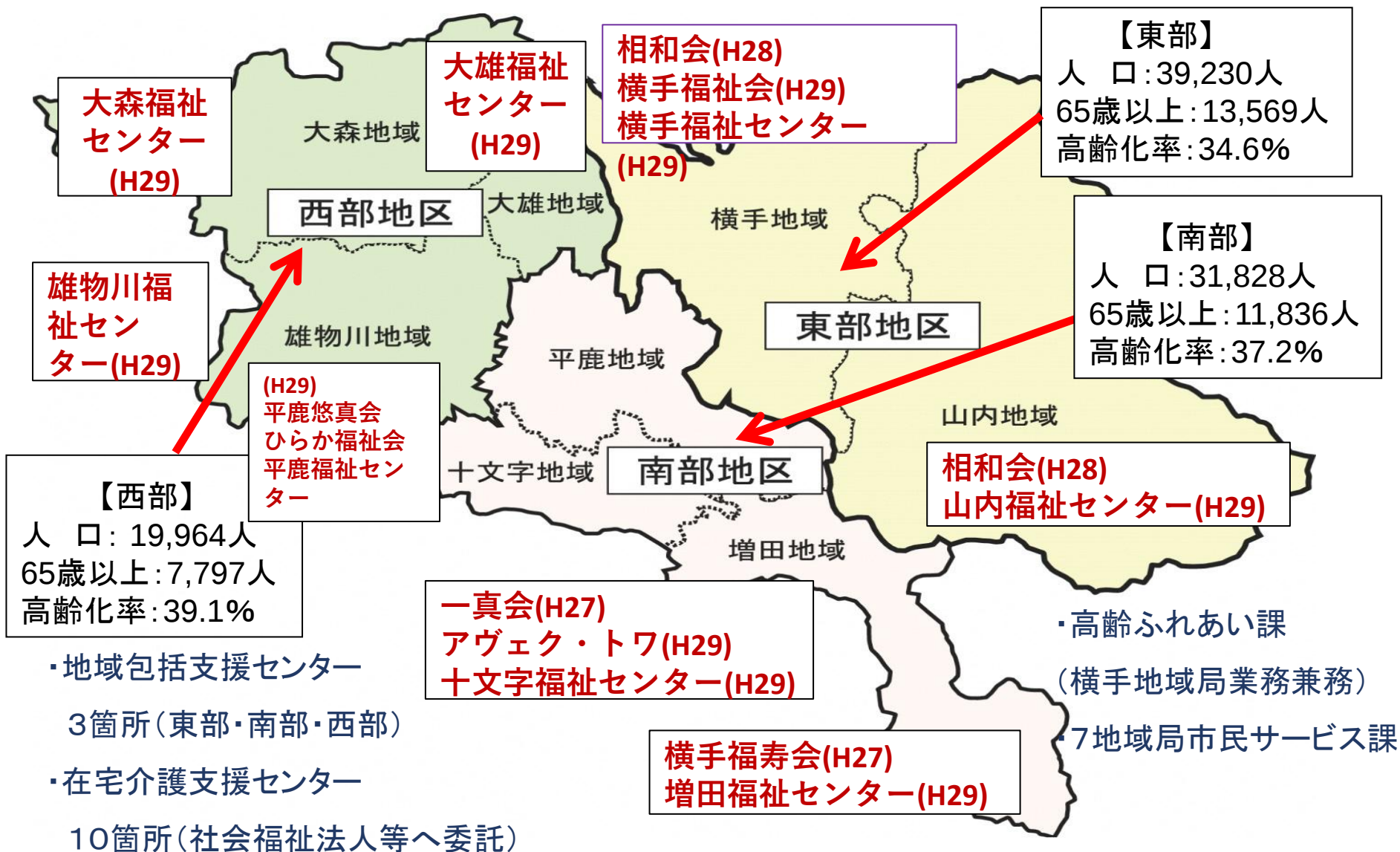
(事業のイメージ)



高齢者関連事業の相談体制

横手市役所

※人口平成30年3月末時点



横手市居住支援協議会設立（H31.3.26）

横手市居住支援協議会 会則（一部抜粋）

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

2 新たに会員になろうとするものは、次条において規定する。

会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

（役員）

第5条 本会には会長1名を置く。

2 会長は、横手市建設部建築住宅課長をもって充てる。

3 会長は、本会を代表し議長として会務を総括する。

（事務局）

第7条 本会の事務局は、横手市建設部建築住宅課及び横手市市民福祉部社会福祉課に置く。

2 横手市建設部建築住宅課は、本会の運営に係る事務を担当する。

3 横手市健康福祉部社会福祉課は、本会の運営に係る事務を補佐する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員（順不同）
宅地建物 取引業者	朝日綜合株式会社 伊藤住宅不動産横手営業所 有限会社加藤不動産 有限会社黒澤住研 有限会社佐乃 伊藤不動産 栄不動産 株式会社高橋建業 ※令和4年度退会 8社
居住支援 団体	社会福祉法人アヴェク・トワ 社会福祉法人一真会 社会福祉法人相和会 社会福祉法人ひらか福祉会 社会福祉法人平鹿悠真会 社会福祉法人横手市社会福祉協議会 社会福祉法人横手福祉会 社会福祉法人横手福寿会 社会医療法人興生会 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 阿桜園 10者
地方公共 団体	横手市

1. 居住支援協議会伴走支援プロジェクト（活性化部門）への応募動機について

①居住支援協議会の課題

- ・令和元年度に伴走支援プロジェクトに準じた支援を受けたが、コロナ禍により会議等が中断した。令和4年には脱退する会員も出るなど協議会の活動が停滞している状況。
- ・住まいに関する相談は増加・複雑化しており、協議会活動を軌道に乗せるために関係機関や庁内担当者との連携の再構築が必要。

②居住支援協議会の活性化ビジョン

- ・重層的相談体制の窓口のひとつとして、関係機関との連携を図ることで潜在的な住まい困窮者の掘起こしを行う。
- ・不動産業者と社会福祉法人合同で相談会等を開催することにより、相互の理解を深め、協議会を活性化する。

伴走支援

- ・居住支援協議会研修会へ講師派遣
- ・市の課題解決のため先進事例の勉強



- ・協議会は正解がひとつでない
- ・横手市にあった協議会づくり仲間づくりが重要

2. 今年度の取組みについて

2. 今年度の取組みについて

横手市居住支援協議会ステップアップ計画

- ・ 伴走支援の重点採択をいただき、作戦会議を経て活性化に向けた実施計画ロードマップの作成。
- ・ 横手市居住支援協議会の現状、課題の整理
- ・ 到達目標 ※どのようなカタチになっている状態を目指すのかイメージしてみる
- ・ 横手市居住支援協議会の課題解決に向けた取組み
 - ・ 勉強会
(改正住宅セーフネット法・十人十色の居住支援)
 - ・ 居住支援ワークショップ3回
 - ・ 住まいと暮らしの無料相談会
 - ・ コアメンバー会議2回
 - ・ 庁内窓口担当者勉強会



横手市居住支援協議会ステップアップ計画

R7.2.20作成

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 ロードマップ	0718 作戦会議 0724 ワーキンググループ	＜勉強会開催＞ 0903 研修会 ・改正住宅SN法について学ぶ⇒国から情報提供 ・居住支援について関係職員と情報を共有する 目的→居住支援を理解し、居住支援の必要性を共有する（再確認作業） 参集範囲：市職員、居住支援協議会会員など		居住支援ワーク ショップ①1001 ・GWで現場のお困りごとを出し合う 横手市で居住支援施策を進めるうえで足りない資源は何？ 目的→現場の声を共有する ・生活環境課（くらしの相談係） ・地域課	居住支援ワーク ショップ②1106 ・GW課題の解決策 ・目的→自分達で解決できること、できないことを共有する 目的→他業種と交流して互いの理解を深める 無料相談会 1105 ・住まいの相談 ・生活の相談 ・座談会	居住支援ワーク ショップ③1212 ・GW⇒しくみのあり方 ・相談の流れを確認 ・事務局体制の再確認 目的→来年度以降の仕組みをつくる	コアメンバー 会議① 0124 ・エントリーシート見直し ・シェルターについて ・協議会体制 ・総会、研修会	コアメンバー 会議② 0227 ・シェルターについて ・協議会体制 ・総会、研修会 ＜庁内勉強会＞ 0220 ・住宅SN法情報提供 ・居住支援について情報を共有する	総会・研修会 0325 ・会則の見直し ・R6事業報告 ・R7事業計画案 ・研修会
	※横手市居住支援協議会の現状 勉強会だけ？	【横手市の課題】 ・不動産会社(居住支援協議会会員)との意思交換・情報共有ができていない 8社→5社不動産事業者減 ・庁内職員が居住支援協議会に対する認識ができていないのか・・・疑問？ ・各市民サービス課長を対象とした講演・研修会を開催した(R5年度) ・係長、担当レベルの居住支援の認識は？ ・現場・担当者 ステップアップ計画（案） ・市職員、居住支援協議会会員が国からの情報と今年度の取組を共有する ・メンバー ・資源 ・問題、課題 ・協議会 ・法人 居住支援法人は全国で800団体 ・解決するために事例ケース会議例）連帯保証人してくれる人はいないか？ R06fy_居住支援協議会の補助金500万円→300万円 補助対象期間は、4月～1月末 事務局体制は、市単独、社協、NPO法人、または、市と社協等の合同事務局もあり ・不動産業者と福祉関係者が課題解決のためにそれぞれができることを共有する ・不動産業者と福祉関係者の顔の見える関係ができる ・市職員、居住支援協議会会員が現場の課題を共有する 到達目標 ※どんなカタチになっている状態をめざすのか！イメージしてみる ・不動産、福祉法人、市職員の官民連携体制が構築されている ・今後について関係者間で合意形成ができています ・市職員、居住支援協議会会員が次年度以降の取組がイメージできている ・関係者それぞれが自分の役割を認識している							

12

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援①）

勉強会 （R6.9.3）

【内容】

- ・ 施策説明「最新の住宅セーフティネット法について」（国交省 岡田修治氏）
- ・ 講話～十人十色の居住支援～「福祉と住宅をつなぐ」
 <伴走支援プロジェクト企画検討委員会 委員>
 （大牟田市居住支援協議会事務局長 牧嶋誠吾氏）



【概要】～顔の見えるつながりの第一歩～

- ・ 協議会会員である不動産関係、福祉関係者や市関係職員および居住支援法人等の参加により、最新の住宅SN法と居住支援に関する先進地事例を学びました。
- ・ 居住支援協議会のひとつの役割は地域資源の発掘が大事というお話を聞き、様々な関係者による対面での情報共有が大切であり、今後につながっていくと感じました。

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援②）

居住支援ワークショップ①（R6.10.1）

【内容】

- ・行政説明「横手市居住支援協議会の現状と方向性について」（建築住宅課）
- ・テーマ「高齢者や障がい者が住宅を確保する際や入居中、退去時とそれぞれのステージでどのような課題がありますか。」



【概要】～さあ、みんなでつながろう～

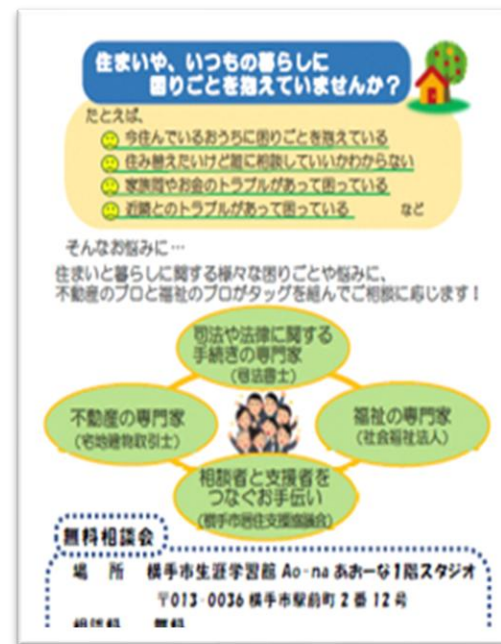
- ・自己紹介から始まったWS。最初はどこかぎこちなさがありました。日々の業務で感じている課題を書き、共感し、情報交換することの大切さを知りました。
- ・住まいは入居前、入居中、退去後の各々の場面で課題が沢山あります。協議会の認知度を上げながら新たな会員を迎え、活性化していく必要があります。

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援③）

住まいと暮らしの無料相談会 in 横手 （R6.11.5）

【内容】

- ・ 司法書士、不動産業者（会員）、建築住宅課等
と語る住まいと暮らしの相談会



【概要】～専門家を交え具体の相談～

- ・ 実例をもとに専門的な立場からアドバイスをいただきました。

<参加者の感想>

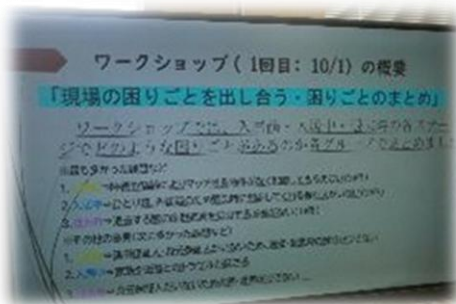
- ・ なかなか敷居が高く相談する機会がなかったがこれが居住支援協議会だと腑に落ちた。

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援④）

居住支援ワークショップ②（R6.11.6）

【内容】

- ・テーマ「前回のWSで出された課題を解決できること、できないことに仕分ける」



【概要】～顔が見えて本音でつながる～

- ・居住支援法人等の参加により、課題であった身元保証、金銭管理、家賃債務の保証等の具体の解決策などが分かりました。一方で入居中については、福祉の人たちが関わって支援していかなければならないことがはっきりしました。
- ・市は何を目指しているのか、方針を示す必要性を感じました。

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援⑤）

居住支援ワークショップ③（R6.12.12）

【内容】

- ・テーマ「具体的な事例に基づき、それぞれができることとは何か、他とつながることにより何ができるのか探る」



【概要】～協議会の役割を考える～

- ・協議会とは、物件の確保や紹介をするのではなく、支援をするうえでの仕組み・体制をつくる役割。プレーヤー同士がつながり、職種の違う人達が時間と空間を共有するのが目的です。
- ・これまでのWSで顔の見える関係ができ協議会の活性化の大いなる第一歩となりました。

横手市居住支援協議会ステップアップ計画（伴走支援⑥）

庁内担当職員勉強会 （R7.2.20）

【内容】

- ・ 行政説明「横手市居住支援協議会と改正住宅セーフティネット法について」
（建築住宅課・社会福祉課）
- ・ 意見交換会



【概要】～あらためて市の窓口担当者との連携について～

- ・ 各地域局や空き家担当窓口、子育て支援の担当などによる居住支援についての職員勉強会。
- ・ 横手市居住支援協議会の取組みや住宅SN法の改正について前回の資料などを活用し、情報共有をはかり、現場の生の声を聞きました。
- ・ 情報発信をしていないため、認知度が低いことを痛切に感じました。

3. 取組みの成果と今後の活動について

3. 取組みの成果と今後の活動について

取組みの成果

- ・ 勉強会や居住支援ワークショップを通じた「顔の見えるつながり」の構築
- ・ 居住支援法人等の新たな地域資源の発見と連携
- ・ 今までの住まい探しの手続き方法の見直し
- ・ 協議会事務局へ社会福祉法人を加え、切れ目のない支援体制の確立

今後の活動について

- ・ 住宅と福祉を横につなげるネットワークの構築
- ・ 担当職員が異動しても継続していける仕組みづくり
- ・ 10年後、20年後を見据えた取り組み
- ・ 行政、福祉団体、不動産団体等がそれぞれ抱える課題の共有や顔の見える関係づくりの構築

